

平成27年11月25日

第81回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第81回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年11月10日
告示番号 遠野市農業委員会告示第10号
会議年月日 平成27年11月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男

農業振興係長 千葉芳治

本日の案件 第81回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>【開会】 ただいまより総会を進めてまいります、会議に先立ち、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。 先唱を1番、菅原一雄委員にお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は27名であります。定足数に達しておりますので直ちに第81回遠野市農業委員会総会を開会します。 17番北湯口進委員、20番鳥屋部静夫委員、29番菊池康祝委員、30番佐々木誠一委員からは欠席する旨、会長に財務省より今日の財政懇話会出席依頼がありましたので、佐々木誠一委員に代理で出席していただいておりますので、欠席する旨の届出がありました。さらに25番綱木秀治委員からは早退の旨、届出がありましたので、会長としてこれを許可しましたので報告致します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 次に、私会長が出席した会議研修等につきまして、報告をいたします。11月20日に遠野市農林水産協議会臨時総会がありまして、出席をいたしました。総会の内容は第2次遠野市農林水産振興ビジョンの作成。諮問があったわけでありまして、これに答申をするという会議でありました。全員が異議なしということで答申を市長に対してした訳であります。農業員会を代表する会長として、2、3点ご意見を申し上げました。1点はこの計画の中に酪農分野がないということ。今、酪農についても廃業する方も出てきているなかで、どうにかして存続をとということから生乳の集荷事業、いわゆる集乳車が岩中酪と農協が別々に歩いていますけれども、これを一つにまとめることできないのかということ。もう1点は、新しくできた事業でありますけれども農地活力ある中山間地域基盤整備事業というのが岩手県で創設になりました。これはですね。耕作放棄地が、中山間、山際ほど大きく発生しておると。今後貸し借りをするためにも、この事業を、例えば2区画を1区画にするとか、暗きょ排水を作るとか、農道を作るとか、湧水処理をするとか、こういうことをしないと借り手がないよ。ということで岩手県で新たに事業を作ったわけですが、田畑の区画管理が反当10万円。暗きょ排水が15万。客土が10万円。耕作道が事業費の50%半分とこういうふうな事業ができたわけですが、一般農家がこの事業申請は難しいだろうということから、土地改良区がこの事業を担っていく、事務を担っていくことが妥当だということで、遠野市独自に嵩上げとして、事務費相当を予算化するべきではないのかという提案をしたところであります。これについては、既に市のほうでは県を含めて、話し合いをしているようでありまして、前向きな形で進むと思っているところであります。さらに放牧の畜産、肉牛についてでありますけれども肉牛生産農家が減ってきている現状と踏まえて、なぜ減ってきているのかということを考えてください。という注文をつけた訳ですが、これを抑えないと増頭運動しないと遠野の農業生産額が減っていくばかりですよ。ということから、公共牧場の放牧料を半減とは言わなくとも減額をするべきではないのか。という提案をさせていただきました。これについても、早速、市当局ではJAさんと話し合いをしてるようでありまして、市長と組合長とお話をしたというふうな今日聞きましたけれども減額に向けて着々と事務は進めているようであります。実現のほうはわかりませんが、そういうことで、このタフビジョンは全会一致で、異議なしということで、答申をしたということであります。さらに22日でありましたが、こがらせ農産と桐町の農家組合の収穫感謝祭にお呼ばれいたしました。二つ一緒でしたので、都合付かなくてですね、こがらせ農産のほうは農政専門委員会似田貝委員長にお願いをしました。私は桐町の収穫祭に参加させていただきましたが、たいへん賑わって神事までやったという今までにお目にかからないような収穫感謝祭でした。感激して帰ってきたところであります。以上、会長としての報告をおわります。</p>

議 長	<p>【事務事業経過報告】 次に事務事業経過報告について、事務局長から説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい。議長。事務事業経過報告をいたします。お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書をお渡ししております。それに基づきながらご説明をいたします。11月6日平成27年度岩手県農業委員大会。この農業委員大会においては遠野市農業委員会が活動部門、全国農業新聞部門におきまして、感謝状を受けましたし、また、濱田委員さん、似田貝委員さん、北湯口委員さんが全国農業者新聞推進活動、活動部門ということで表彰を受けております。11月13日平成27年度上閉伊地方農業委員研修会交流会。遠野みらい創りカレッジにおきまして、こがらせ農産の佐々木文友総務部長より農地中間管理事業を活用した法人経営ということで講演をいただきまして、その後にかかむろ水光園に移動いたしまして交流会を開催したところでございます。11月16日から17日農地転用等現地確認調査でございますが、今回総会に提案しております案件について、確認場所、調査場所が多いということで2日間にかけて調査を行ったところでございます。昨日、11月24日第8回運営委員会。本日も説明いたします農業委員会法改正に伴う組織検討について、運営委員会で協議をしたところでございます。同じく第3回農政専門委員会。運営委員会終了後、午後から農政専門委員会を開催したところでございますが、同じくその他で説明いたします認定農業者との懇談会について、市長への要望事項についてということで協議したところでございます。詳しくは農政専門委員長より報告がなされます。本日、第81回遠野市農業委員会総会。総会終了後、引き続き農業者年金加入推進委員会会議。遠野市農業委員研修会ということで、研修会では、山里暮らしネットワークの菊池新一会長を講師としてお招きして研修会の予定でございます。11月26日以降の主な行事予定ですが、抜粋してご報告いたします。明日11月26日は第7回遠野市農林水産振興大会そして合同祝賀会。11月30日から12月1日は農業委員会会長職務代理者、部会長等の研修会が盛岡市繫のほうで開催されますが、佐々木誠一職務代理者、似田貝農政専門委員長が出席する予定でございます。12月2日農業者年金加入推進セミナー。同じく本県選出国會議員への要請活動等。そして平成27年度全国農業委員会会長代表者集会ということで12月2日から3日まで2日間に渡って東京で開催されます。12月4日から11日までは遠野市議会12月定例会でございます。本会議には会長が出席をいたします。12月10日農地法等の申請の締切日でございます。17日が現地確認調査の予定でございます。第82回の総会はこの場で12月22日の予定でございます。総会終了後に農業委員活動受賞等祝賀会。先般、岩手県農業委員大会で表彰された方々の祝賀会を計画してございます。以上でございます。申し訳ありません。2点ほどとばしてしまいました。追加で説明いたします。12月8日は家族経営協定セミナーが盛岡市でございます。12月10日は個別担い手の法人化に係る研修会が盛岡市で開催される予定でございます。この法人化に係る研修会については、後ほどその他で農業振興係長から説明いたします。通知については、お手元封筒の中に入っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分いたしましたので、事務局長から報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。</p>

農地係長	<p>はい、議長。</p> <p>報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨を下記の者より通知されたので報告するものでございます。報告件数につきましては2ページから10ページまでの49件でございます。区分ごとに分類をして説明をさせていただきたいと思っております。1番から3番につきましては、●●町でございます貸人が●●●●でございまして、来作について自作をするということで担い手から期限前ですが全部解約となったものでございます。</p> <p>4番、借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。●●町1筆、1,628平方メートル。条件付きの農地法3条での賃貸借でございましたけれども●●●●が農業から離れるということございまして、解約となったものでございます。●●氏が自作する予定でございます。</p> <p>5番から9ページの47番までの41件につきましては、●●町80筆、面積にいたしました160,206平方メートルでございます。こちらにつきましては、●●●●●●●●●●●●●●●●が借人になっていたもの等でございますが中間管理機構への貸し出しをするということで、基盤法の全部解約が行われたものでございます。</p> <p>48番、49番につきましては、借人、●●●●氏、貸人、●●●●氏でございますけれども農地法第3条、農業経営基盤強化促進法での賃貸借になっていたものがございますが、後ほどご協議いただきます議案第48号で所有権移転を行うということで解約になったものでございます。以上49件でございます。</p>
議長	<p>ただいまの合意解約の報告に関しまして、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。次に報告第3号農政専門委員会で協議した事項について、農政専門委員会委員長に報告を求めます。農政専門委員会委員長お願いします。</p>
農政専門委員会委員長	<p>農政専門委員会に付議した事項について、報告いたします。平成27年11月24日に開催しました平成27年度第3回農政専門委員会で協議した内容につきまして、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき本総会に報告するものです。協議内容について最初に認定農業者の地区懇談会についてを協議しましたが、事務局提案のとおり12月4日から20日までの日程の期間に遠野市認定農業者協議会と連携しながら11地区で開催することにしましたので、この後、これについて事務局から説明があると思っております。農業委員の立場としては地元の懇談会への出席をお願いいたします。次に市要望に対する事項について協議いたしました。法律改正により農業委員会が市長に建議する、できるのが来年の3月までということで、その前に市長に要望を行うこととし、その要望書作成の作業を当専門委員会でやっていくことで確認をしたところです。今後において、当専門委員会で集中的に議論していきたいと考えております。最後に今年度の今後の研修計画の確認を行い閉会いたしました。以上、農政専門委員会の報告といたします。</p>
議長	<p>はい。農政専門委員会委員長たいへんご苦労様でございました。それでは、ただいまの報告に関しまして質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。次に議事参与の制限についての注意事項をあらかじめ申し上げます。自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については関係する委員はその議事に参与できませんので、退席をお願いすることになりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>【日程第1】</p>

議 長	<p>日程第1について、お諮りいたします。議事録署名人並びに書記の指名について本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に2番似田貝順一委員、3番鈴木重徳委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい。議長。11ページ12ページでございます。</p> <p>(以下「第81回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第47号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい。議長。議案第47号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された次の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町3筆8,506平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。10年間の賃貸借でございます。</p> <p>2番、●●町1筆8,404平方メートルのうち4,400平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。10年間の賃貸借でございます。</p> <p>1番につきましては、新規就農のために要請し借受けるものでございます。ミニトマトをはじめとする野菜栽培をする計画でございます。</p> <p>2番につきましては、貸出人が先ごろ第3条により所有権を移転し取得したものでございます。取得した経過といたしましては会社を退職し農業に専念をするという計画でございましたが会社から延長の申出が断ることができなかつたということで取得している農地のうちホップ棚につきましては、●●さんのほうに貸し出しをするというものでございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いたします。</p>
7 番 委 員	<p>はい。7番佐々木です。1番の案件につきましては借受人は平成●年ごろだと思えますが●●の企業を退職されまして退職後は農業をやりたいと気持ちを持っていたところ甥に当たる■■■■■が先立って遠野の地に来て農業を始めていましたので、それを手伝いながら自分もこちらで農業を始めたいという思いで当地へ家族で転入して今は新居も構えて家族で生計しております。以前より志していた農業経営を独立したいということでトラクターも所有し農業の始める準備を■■■■■の手伝いをしながら農業経営の準備を進めていたところでした。貸出人の●●●●さんは体調があまり良くなく自己保全も厳しいような状態と見受けられましたので近くに住む●●さんのほうで申し出て借りたいということで今回の契約が成立したと思えます。作物につきましては中古ハウスを求めてミニトマト等の野菜の栽培をしたいと思っているそうです。なお、同居している●代の息子さん夫婦がおりますがその方たちも一緒に農業を主にやっていくということでこれまで■■■■■のほうに勤めていたものを退職して家族で経営していくという意向をお持ちのようです。2番につきましては借受人の●●●●さんはの■■■■■代表でありまして今年からホップの栽培を主として取組んでいるところでございます。貸出人の持っている土地がちょうどホップ棚のあるホップの畑でしたので■■■■■の奥の方にある農地で栽培をするということで見たときには来年に向けての芽の処理とか玉の整備をしてきちんと管理をされている状態でした。2件につきましては何ら問題ないと</p>

		確認しましたので報告します。
議	長	たいへん詳しく報告をいただきました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了いたしました。質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第47号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可と決しました。
議	長	【日程第3】 日程第3、議案第48号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。
農地係	長	はい。議長。議案第48号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条の規定により提出された次の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。 1番、●●町1筆66平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。贈与でございます。譲受人は、組田である隣接農地を規模拡大のため、要請し譲り受けるものでございます。大豆を作付けする計画となっております。 2番、●●町1筆466平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。贈与でございます。譲受人は、住宅に隣接する農地を譲り受けるものです。自家用野菜を栽培する計画となっております。 3番、●●町1筆1,353平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。売買でございます。譲渡人は、住居から農地に通うことが難しくなり耕作ができなくなったことから要請し譲り渡すものです。譲受人は引き続き水稻を作付けする計画となっております。 4番、●●町1筆3,629平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。贈与でございます。譲渡人は、高齢となり労働力が不足するため本家に要請し譲り渡すものでございます。 5番、●●町5筆10,381平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。生前一括贈与でございます。譲渡人は後継者である子へ生前一括贈与をするものでございます。 農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上よろしく願いいたします。
議	長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	再開いたします。ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。なお、同一世帯間の所有権移転については現地確認調査の結果等の説明を省略いたします。●●町担当委員お願いいたします。
25番	委員	25番、綱木です。現地確認は事務局2名、担当委員2名で確認いたしました。場所は■■■■■■■■■■の裏です。●●●●さんと●●●●さんは、叔父と甥です。何ら問題はありません。現状は草地になっておりましたから大豆を作付けということで何ら問題ないと思います。以上です。

議 長	ありがとうございました。次に●●町担当委員お願いします。
19番委員	19番、小向です。11月16日、事務局2名と委員3名で現地確認をしました。現地は宅地間にあり譲受人の●●さんは菜園として利用したいということで近隣への影響はないものと確認しました。
議 長	ありがとうございました。次に●●町担当委員お願いします。
27番委員	27番、古屋敷です。11月16日、地区農業委員4名と事務局2名で現地を確認して参りました。売買の理由は、先ほど事務局が説明したとおりなのですが現地のほうは●●町の●●●●になります。このほ場は区画整理されていて1区画がだいたい2反歩の田んぼでその組田の部分が今回の●●さんと●●さんのです。先ほど事務局が説明したとおり遠隔地で通うのにたいへんだということもあって隣接している●●さんが今度譲り受けることになった。ということであります。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に●●町担当委員お願いします。
11番委員	11番、菊池です。17日事務局員2名と委員5名で現地確認しました。後継者がいないため本家に返すことになりましたが、それにより農地が荒れることがないと思われま す。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明は終了いたしました。質疑に入ります質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第48号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって議案第48号は原案のとおり可と決しました。
議 長	【日程第4】 日程第4議案第49号農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農業振興係長	はい。議長。議案第49号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。説明につきましては、番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、設定する利用権、権利の種類順番に読み上げて説明させていただきます。なお、再設定につきましては、説明を省略させていただきます。 2番、●●●●、●●●●、●●町●の●ほか合計3筆1,682平方メートル。10年間の使用貸借権設定です。 4番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●ほか合計7筆20,727平方メートル。中間管理機構との10年間の賃貸借権設定です。 6番から191番は、関連がありますので、一括説明させていただきます。これらの186件はすべて●●●●が●●●●を通じて受け手となるものです。利用権を設定する者は●●●●ほか合計186名。●●町●●●●地割●の●ほか合計507筆972,158.27平方メートル。すべて中間管理機構との10年間の賃貸借権設定です。計画策定については、問題がないと事務局では考えてございます。よろしくご審議方お願いいたします。
議 長	暫時休憩いたします。

		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。141番について質疑ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。192番について質疑ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。141番、192番を除く190件について質疑ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第49号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可と決しました。暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	【日程第5】 会議を再開いたします。日程第5議案第50号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農業振興係長		はい。議長。議案第50号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてでございます。遠野市長より農用地利用配分計画が下記のとおり提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づいて意見を求めるものでございます。整理番号、権利の設定を受ける者、権利を設定する農用地、設定をする権利、備考認定面積の計という順に読み上げてまいります。 1 ●●●●、遠野市●●町●●●地割●。田2,061平方メートルほか1筆、賃借権の設定、10年間、10アールあたり3,000円、水稻、認定面積の計は3,181平方メートル。計画策定には問題がないと事務局では考えてございます。よろしくご審議方お願いいたします。
議	長	それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長	そのほかにございませんか。
14番委員	はい。14番の千葉です。事務遅延の関係ですが、私の地元一人更に出ています。この間は29件の事務遅延があり作業を進めるという結果になっていますが、その後事務遅延はどのようになっているのか。それ以上増えていないのか、更に増えているのか、確認したいと思います。
議 長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	再開いたします。そのほかにございませんか。
3番委員	はい。3番、鈴木です。昨日の農政専門委員会でも話しましたが、全国農業新聞の購入代金が振込用紙で請求されました。当初、3月の時点では口座引落しをしてもらう書類を出したはずですが、通帳を確認したところ引落とされていませんでした。どのような経緯で振込用紙で支払わなければならなくなったのかを教えてくださいたいと思います。
議 長	お聞きしますが、要するに現金で支払ってくださいという書類が届いたのですね。
3番委員	口座番号をお知らせしたのですが、この口座から新聞代金を引いてくださいと書類を出しました。担当職員の●●君に確認してもらったところ確かに口座から引くような登録にはなっているとされたのですが、現金で支払う振込用紙が届きました。半期分として。
議 長	支払いになっていないから、これで払ってくださいということですね。
3番委員	多分、そうだと思います。1年分を一括で口座から引落としてもらう手続きとしたはずですけども。そのような方が、他にも新しく申し込んだ方がいるはずだと思います。
15番委員	はい。15番、佐々木です。私も全く同じでございます。
農業振興係長	はい。昨日の農政専門委員会が始まる前にお話しをいただきまして、口座引落しで申し込んでいたはずが、納付書が届いたということで、口座から引落とされていないか確認をお願いします。ということで昨日はお願いしました。本日またお話しいただきまして口座から引落とされていないということで、現在、事務局の担当者を通して、農業会議の確認中でございますので、すみませんが結果がわかり次第、ご連絡をさせていただきたいと思いますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。
3番委員	それまでは振込まなくてよろしいですね。
議 長	システムで農業会議のほうへ届くようになっていきます。それが届いてなかったということでしょうか。そうすると農業会議のほうで記載しなかったということも考えられます。鈴木さんよろしいでしょうか。
3番委員	はい。わかりました。
15番委員	15番、佐々木です。私も実は購読希望の際に口座引落しを申し込みました。それが少し不安でしたので迷いました。払われていないので請求が来たのかということで、6か月分請求されたのかと思いました。確認していただいた後で支払いたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長	<p>議長のほうから知りえている限りの答弁をさせていただきます。こういうことはないと思いますが、口座振替で申請するのですが、例えばその口座に残金がなかった場合は引き落としにならなかった場合はこのようなことが起こる可能性があります。残金があるのに、なぜということについては、今、担当者からシステムでデータを送るわけですが、受け取り側の岩手県農業会議のほうで、そのような手続きがとられていなかったかどうか調査をするということですので、鈴木さんには理解いただきましたが佐々木さんはいかがですか。</p>
15番委員	<p>はい。いずれにしても届いていないから来たと思いますので支払ったほうが良いのかと思いましたが、私だけではないようですから確認の連絡を待ちたいと思います。</p>
10番委員	<p>はい。10番、奥友です。あのペーパーは役に立たないペーパーを渡されて、それに確か農協でしたか指定の金融機関は。それに口座番号を記入して通帳に使用している印鑑を押して出したのですが、結論としては用にならない書類をださせられたと思います。というのは金融機関控えであるとか本人控えであるとか農業会議に送られるものとかがなかったです。本来の申込書のコピーだけを渡されて、あたかもそれで出来るかのごとく。きちんと聞けば良かったのだと思います。或いは事務方側がきちんと説明すれば良かったのだと思います。新たに購読の申し込みをした人が、きちんと申し込みされ、口座振替の申し込みも済んだと思っているわけです。どこに確認しても一切進んでないわけです。それで郵便振替の用紙で4,200円払ってくださいというのが来たという結果です。ですから確認しても多分今回はということになるのか、今、確認してもらっているということなので、それはよろしいのでしょうかけれども用にならない申し込みをしたのだということになると思います。</p>
議 長	<p>3枚の複写になっておりますが、口座の印鑑をつく欄があるのです。その用紙ではなかったですか。</p>
10番委員	<p>ですから、先ほど話したように正規の申込用紙のコピーを渡されて、それを出しましたから、それは多分事務局にあるのでしょうか。ですからどこにも書類は届いていないのです。だからいくら待っても、どこからも引落としにならない。ということです。</p>
議 長	<p>わかりました。再確認の上、今度の総会には結果をお話しさせていただきたいと思います。いずれにしても振込用紙が来ているということですから。</p>
10番委員	<p>先ほど事務局にお願いしたのですけれども、きちんと効果のある口座振替の申込用紙をくださいということを先ほど申し上げました。</p>
事務局 長	<p>全国農業新聞の購読の関係で、多々ご迷惑をおかけしていることだと思います。これについては、会長、担当係長も答弁しておりますが、今、奥友委員さんからもありましたが複写式になっているか、なっていないかということ再度、調べまして、きちんとしたご回答をさせていただきたいと思います。たいへんご迷惑をおかけいたしまして申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
15番委員	<p>来月の総会まで日数がかかなりあるわけです。まず、支払ったほうがいいでしょうか。</p>
議 長	<p>この案件については、総会でお話ししなくとも個別にお話しただいてよろしいのではないかと思います。いずれにしても調べて、確たる対象者にはご連絡差し上げるようにしたいと思います。その他ございませんか。 事務局から。</p>
事務局 長	<p>はい。封筒の中の資料について、説明いたします。改正農業委員会法施行に伴う組織検討についてが1枚。認定農業者との懇談会開催についてが1枚。記録カード、農業者年金等の推進記録が1枚。個別担い手の法人化に係る研修会開催についてのお知らせが</p>

1枚。全国農業新聞11月13日付けの見本が1部。入っておりますが漏れている方はいらっしゃいませんか。私から改正農業委員会法施行に伴う組織検討について、認定農業者との懇談会開催についてを説明いたしまして、以降については農業振興係長から説明いたします。改正農業委員会法施行に伴う組織検討についてでございます。農業委員会法が改正になります。既に9月4日に法律が公布されているわけでございます。来年4月から適用になりまして、本年度中に任期を迎える市町村農業委員会は今年度中に条例を改正して、来年度4月1日からの適用になるということでございます。当市につきましては改選期が、あと2年4か月ほどございます。条例改正に若干余裕があります。法律改正に伴い農業委員の定数が大幅に削減されます。予定としては24人から19人に削減されます。そして、新たに農地利用最適化推進委員が設置をされまして、区域100ヘクタールあたり1人ということですが遠野市農業委員会に関する条例を改正のうえ定めることが必要となります。そのためには、定数等について、検討していかなければならないわけでございますけれども遠野市農業委員会組織検討委員会がございしますが、これを立ち上げましたのが平成23年度で平成24年3月から部会制から総会制に移行されました。その際に定数を検討するためにこの検討委員会を立ち上げて協議してきたわけでございますが、今回の法律改正に対応するため、現在の組織検討委員会は総会制に移行するために組織されたものでございますが、これを解体いたしまして新たに組織検討委員会を設立しまして検討をしていきたいということで昨日の運営委員会の際に協議をいたしまして決定されましたので本総会に報告の上、ご意見を頂戴したいというように思います。具体的な内容につきましてでございますが前の検討委員会では各町から1名、ただし宮守町にあつては2名、合計10名の組織編制でありましたが、今回の法律改正に基づく検討にあたっては、各選挙区1名計8名、団体推薦から1名、議会推薦から1名、合計10名という委員構成で検討していきたいというように考えたものでございます。なお、要綱案につきましては本日の説明でご理解をいただき、第82回総会に提案をするように進めたいと思います。条例改正でございますが、来年の12月定例市議会提案を目標として検討を行いたいというように考えています。当市の場合は平成30年3月から適用となるので平成29年の直近の定例市議会でも間に合いますが、初めてのことであり、できるだけ早く検討をして準備をしたいというように考えているところでございますので当面は平成28年12月定例市議会にて提案を目標として検討を行っていきたくと思います。本日の総会で趣旨説明をいたしまして、12月の第82回総会で要綱の提案し要綱の決定を受けたあとに先ほど説明した枠組みで、第82回総会終了後に選任を行っていきたくと思います。そして検討委員会を設立いたしまして来年の1月にスタートいたしまして9月までの間に6回程の検討を行いまして、9月の総会の際に検討案についてご同意をいただき10月の半ばには条例改正案を市に送付しまして、12月定例市議会に提案という流れで進みたいと思います。ただし市当局との兼ね合いもありますので、市当局と協議の上、日程に沿いながら進めてまいりたいと思いますが、若干の変更等はあるかもしれません。検討委員会での検討状況によっては検討会の回数変更がありうるということについてはご理解をお願いしたいと思います。裏面でございますが、検討委員の枠組みはこのように選出を考えたものです。検討委員会には委員長1名及び副委員長1名を置きます。委員長等は第1回の委員会で互選する方法としたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に認定農業者との懇談会開催について、ご説明いたします。この懇談会の開催については第1回農政専門委員会で今後、市への要望また国、県への要望活動の参考にするために担い手の方々と懇談をしていきたいと思いますというように話合いを行ったところでございます。市認定農業者協議会が組織されていますので、この認定農業者協議会と協議をしてまいりまして認定農業者との懇談については、やはり農閑期の11月12月頃に行ってもらいたいとのことでございました。市認定農業者協議会では毎年、地区懇談会を行っていますので、この地区懇談会にあわせて懇談を行っていただきたいとの提案がありました。日程については、認定農業者協議会で調整をしていただいたものでございます。裏面は地区別日程でございます。農業委員さんにおかれましては地元の懇談会に出席していただくようお願いいたします。認定農業者への周知は認定農業者協議会で行っています。本日日程のご確認をいただきましたならば会長から正式に通知を差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。懇談内容については特にテーマを

		<p>設定せず各地区における農業問題についてフリートークしていただく形式で進めたいと考えております。座長は認定農業者協議会の●●会長が行うとのことでございます。地区における課題は様々あると思います。農業委員さんにおかれましての各地区の農業問題、担い手が抱える問題を把握して解決策を検討していくためにも有効であると思います。認定農業者の方々から出される意見等を聞いていただいて、出された意見等については市の担当課に問合せをするなどしたいと思います。農業委員さんから認定農業者の方に確認したいことがございましたら聞いていただきたいと思います。フリートーク形式で行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。裏面の日程表でございますが、それぞれの開催日、開催時間、開催場所につきましては認定農業者協議会の各理事さんが調整したので、まちまちになっておりますけれども、場所等を確認して地区のほうに出席をお願いしたいと思います。地区によりましては終了後に懇親会があるところ、また、懇親会に会費がある場所など様々でございます。懇親会に参加されるかどうかはそれぞれご都合にあわせていただきたいと思います。できるだけ参加していただきながら意見交換をしていただければというところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。</p>
議	長	<p>今、局長のほうから説明いただきましたが、理解できない等の質問がございましたらどうぞ。</p>
議	長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」という声あり)</p>
議	長	<p>ほかに事務局からありますか。</p>
農業振興係長		<p>はい。</p>
議	長	<p>千葉係長。</p>
農業振興係長		<p>配布させていただいた資料についてです。農業委員会活動記録カード提出実績と標題にある資料についてです。こちらは11月24日現在ということで、まだ未提出となっている委員がおりますので、すみませんが未提出のところにつきましては提出をよろしくお願いいたします。裏面につきましては、平成27年度の全国農業新聞普及部数、農業者年金の加入推進、家族経営協定の締結推進ということで現在の状況を記載しておりますのでご報告とさせていただきます。次に岩手県農業公社からのご案内の文書についてです。個別担い手の法人化に係る研修会ということで、日時場所は12月10日の木曜日。時間が11時から16時まで。場所がサンセール盛岡。農業会議への報告締切が11月30日月曜日となっております。こちらのほうは、参加希望の委員さんがございましたら11月30日の午前中までに事務局のほうにお申し出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>それでは私のほうからお願いでございますが、先ほどの全国農業新聞の関係、引落しの関係については、たいへん失礼なことであります。お詫びを申し上げます。従って先ほど事務局調査の上、報告させていただきましたと説明させていただきましたが、提出されました資料によりますと奥友さんは1部になっていまして引き落としになっていないとお話がありました。そうすると鈴木さん、佐々木誠一委員さんも1部が入ってくるのではないですか。</p>
15番委員		<p>そうですね、ただ、先の説明のなかでは、本人は含まれません。ということではなか</p>

ったでしょうか。もし、聞き間違いであれば入ります。

議 長

ご本人は含まれますから、数字が違っていると思いました。もしもこの席で、全国農業者新聞を私もとりましたということがあれば、教えてください。鈴木さんは4月からですか。

3 番 委 員

4月からです。

19 番 委 員

ちょっといいですか。

議 長

はい。

19 番 委 員

新しく農業委員になった人たちは是非ということで申し込みはしたのですが、それが4月からの実績だと聞いていませんでしたので、その場ですぐに申し込みを出しました。それで3月から購読になったので、今回のにはカウントされていなかったようなんです。前に聞いたのですが、まず最低1件はということだったので、そのつもりで申し込みをしたのですが反映されていないということをお話したら、3月に申し込みがあったので4月分からのものには反映されませんということでした。申し込む時点でそのようなことを聞いていなかったもので、それであれば1月時期をずらして申し込めば良かったのではないかと思います。

議 長

はい。今のご質問そのとおりです。1か月のところで実績にならないということ。いずれにしても年度でお示ししているようですので、データとしてはこうなったということ。もう一度調べまして4月からのなかに入ってきますから、それぞれ個別に設定するというご理解をいただきたいと思います。たいへん申し訳ございませんでした。

それでは、以上を持ちまして、第81回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。たいへん、ご苦勞様でございました。

午後3時05分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 2 番 _____

同 3 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____